
プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討
第 366 回企業会計基準委員会及び第 90 回退職給付専門委員会で聞
かれた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討において、第 366 回企業会計基準委員会（平成 29 年 8 月 9 日）及び第 90 回退職給付専門委員会（平成 29 年 8 月 7 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

事実関係に対して聞かれた意見

現金の保管コスト等についての事務局の考察に対する意見

第 366 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. 事務局では見解 A（企業が履行する負債の現在価値は、将来発生するキャッシュ・フローの総額を超えることはないとする見解）と見解 B（企業が履行する負債の現在価値は、将来発生するキャッシュ・フローの総額を超えることがあるとする見解）でいずれも現金の保管コスト等について考慮すべきでないとして整理している。この点、見解 B では、市場における債券の価格を参照し退職給付債務の現在価値を算定しているので、現金の保管コスト等という概念は出てこないのに対し、見解 A では、現金の保管コスト等は期間費用として処理されるため、負債の測定においては考慮すべきでないという考え方であり、結論は同じでも現金の保管コスト等についての捉え方が異なるのではないか。

第 90 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

3. 財務諸表作成者の立場からすれば、現金の保管コスト等を負債の測定に考慮すべきでないとする考えは、通常を経費や管理費の現行の会計処理を踏まえると、ごく自然のことであり、違和感はない。
4. マイナス金利について、下限はあるとしても理論上は異常な状態ではないとする、現行の企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）上、割引率や金利がマイナスとなることを想定していないと仮定を置くことには疑問がある。
5. 現金の保管コスト等について、金利がマイナスの場合に当該マイナス金利がすべて保管コスト等であるとは言い切れない一方、金利がプラスの状況下においては意識

されないかもしれないが、潜在的に金利に全く考慮されていないとも言い切れないのではないかと。金利がマイナスのときに保管コスト等の影響を利回りから取り除くという議論をすると、金利がプラスの場合にもその影響を取り除く必要あるかどうかという議論になる。

そのため、プラスの金利の状況下において債券の利回りに保管コスト等を考慮した割引率が用いられていないことを前提として、金利がマイナスの場合に現金の保管コスト等を負債の測定に考慮すべきでないとして整理することには疑問が残る。

6. 金利がマイナスの状況においては現金の保管コスト等が顕在化しているが、金利がプラスの状況下でも現金の保管コスト等は含まれている可能性がないと言い切れない。現金の保管コスト等を金利から区別するのは難しいと考える。
7. 現金の保管コスト等を下限としてマイナス金利があり得ると説明されていることを前提として仮に現金のリスクフリーレートを考える場合、保管コスト等が会計上は期間費用として処理されているとしても、実質的には現金にマイナスの利回りが付されているのと同じ経済実態であると考えられる。したがって、負債の測定に考慮される可能性を否定できないため、現金の保管コスト等を負債の測定に考慮すべきか否かの結論を出すためには、この点についてさらに分析が必要となると考える。
8. 退職給付債務を計算する際に、割引率として債券の利回りを基礎とするとされている中で、債券の利回りから保管コスト等部分だけ控除したものをを用いるべきではない。

年金資産の運用の実態と割引率の関係についての事務局の考察に対する意見

第 366 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

9. 年金資産の運用の状況が退職給付債務の評価に直接関係しないことは、金利がプラスの状況であっても同じであり、事務局の分析に賛同する。
10. 現金の保管コスト等の水準までは国債の金利がマイナスになり得るということは、現金を保有することと比べても国債に投資することが最もリスクの少なく、有利な運用手段であるということを示していると考えられる。

第 90 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

11. 長期期待運用収益率のような年金資産から生じる運用実績を割引率に反映するものでないという事務局の分析には同意するが、一方で、IAS 第 19 号「従業員給付」の結論の根拠では、市場で成立している金利を参照して割引率が決定されるとされているため、会計基準上は、市場における利回りをそのまま参照することになるのではないかと。

12. 退職給付債務の計算に用いる割引率が、年金資産のポートフォリオと無関係に決まるという点は同意するが、年金資産の評価と退職給付債務の評価の整合性は考慮する必要があるのではないか。

退職給付債務の計算に用いる割引率に関する検討に対する意見

(企業が履行する負債の現在価値は、将来発生するキャッシュ・フローの総額を超えないとする見解(見解A)を支持する意見)

第366回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 金利がプラスの場合には、リスクフリーレートであれば、企業の事業活動の中で利益を稼得することが可能であるため、割引計算を行うことの意義は理解できる一方で、退職給付債務は、金銭債務ではなく従業員から提供を受けた過去のサービスに対して将来その対価を支払うことを約束したものであり、かつ、その金額を割り増して支払うことにはならないため、退職給付債務の割増計算を行う意味があるとは思えない。
14. 会計上、資産の評価を全て公正価値で行うという前提に立てば、年金資産と退職給付債務の整合性を図るべきとの考え方もあり得るが、例えば、満期保有目的の債券についてはその保有目的に合わせて償却原価法で評価を行っている。退職給付債務もその性格を踏まえて測定方法を検討すべきであり、年金資産の評価とは切り離して検討すべきものとする。
15. 従業員に支払うべき退職給付債務を負債として積立ていく(計上していく)という観点からすると、退職給付債務を割増計算することで従業員に支払うべき額より多く債務を認識し、一旦計上した退職給付債務を、その後、取り崩して利益として計上することは、退職給付会計基準の目的を考えると合理的ではないと考える。

第90回退職給付専門委員会で聞かれた意見

16. マイナスの割引率を使って退職給付債務を見積もった場合、退職給付費用を前倒しで計上した後に利益を計上することになり、会計処理としては適切ではないと考える。
17. マイナスの利回りをそのまま使用する方法によれば、勤務費用が退職給付見込額のうち当期に発生した額よりも大きく計上され、その後利息収益が計上されることになる。見解Aの立場からは、損益計算の将来の予測可能性の観点からは、ゼロを下限として平準化することが良いとも考えられる。

(企業が履行する負債の現在価値は、将来発生するキャッシュ・フローの総額を超えることがあるとする見解(見解B)を支持する意見)

第366回企業会計基準委員会で聞かれた意見

18. 年金資産の運用の実態は考慮しないと整理しながら、見解Aにおいて「投資にはリスクがないという条件を重視する」という年金資産側の投資に係る前提を置いて見解Aの論拠が説明されていることに矛盾があると考えられる。
19. 退職給付債務の測定及び年金資産の評価の整合性について、一義的には整合性を取る必要はないとしても、会計処理の結果が合理的かどうかについては考慮する必要があると考える。また、年金資産と退職給付債務の評価の整合性を図る必要性がないと考える場合、金利がプラスの状況下において退職給付債務の割引計算を行っていることの説明ができないのではないかと考える。
20. 将来の退職給付見込額の見積りのうち当期までの勤務に帰属する部分(退職給付見込額のうち当期までに発生したと認められる額)を算定した上で、その現在価値を算定すると考えると、退職給付見込額のうち当期までに発生したと認められる額を割増計算する結果、当該退職給付見込額のうち当期までに発生したと認められる額を超えることはあり得ると考える。すなわち、退職給付債務の測定が企業固有の見積りであるとしても、現在価値の算定においては、金利がプラスの状況下で割引率は市場のインプットを参照しているため、金利がマイナスの状況下でも同様に市場のインプットを参照すべきと考える。

第90回退職給付専門委員会で聞かれた意見

21. 市場で取引される金融商品の価格を基礎とする利回りを使用しないとすると、市場金利を参照するとしている現行の退職給付会計基準と相容れず、拡大解釈となることが懸念される。
22. 金銭的時間価値を考慮するにあたり参照する投資にはリスクがないという条件を重視する立場について、当該条件が直接的には総額を超えないという見解につながらないのではないかと考える。また、金融商品の価格がマイナスの利回りを示している場合に資金は当該金融資産には投資されないとの仮定については、年金資産の運用実態の調査の結果と矛盾するのではないかと考える。
23. 退職給付債務の測定及び年金資産の評価の整合性については、退職給付に係る負債が退職給付債務と年金資産の差額として計上されるという性格を踏まえると、完全に整合的ではなくとも、無関係ではないと考える。仮に年金資産の評価と退職給付債務の評価の整合性を図らない場合、意図せざる数理計算上の差異が出て、会計上のミスマッチが生じると考えられる。

(その他の意見)**第 366 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

24. 会社法の観点では、会社計算規則第 6 条で定められているように、一般的に債務は、債務の額面で計上することが原則となっており、割引計算を行うことは例外的な位置づけとなっている。根本的には、金利がプラスの場合に、どのような理屈により割引くこととされているか明らかにすることで、議論を方向づけることができるのではないか。
25. 現行の割引率が理論的に決まっているわけではない中で、理論的に突き詰めることは結論が出ないと考えられ、ある程度妥協して決めるしかないのではないか。

第 90 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

26. 負債の測定においてどのような利回りを割引率として用いるべきかに、より焦点を当て、再整理する方針に賛成する。現行の退職給付会計基準では、市場の利回りをそのまま用いるというのが基本的な考え方であることを念頭に置いたうえで検討すべきと考える。
27. 退職給付債務の測定値の属性に着目して見解を整理されているが、割引率に参照する債券の利回りには、企業固有の要素が含まれないことを踏まえると、割引率として何が妥当かに着目して整理すべきと考える。
28. 年金資産の運用実態として現実にマイナスの利回りの国債に投資が行われている中で、見解 A では「資金は当該金融商品には投資されない」という仮定を置くこととの理由及び当該仮定と企業固有の見積りとの関係を確認したい。
29. 現行の退職給付会計基準では、退職給付債務の割引計算において期末における市場の債券の利回りを参照する定めをそのまま適用した場合の退職給付債務の計算結果と、負債の現在価値が将来のキャッシュ・アウトフローの総額を超える結果となり得ないという考え方を適用した場合の退職給付債務の計算結果の差が現金の保管コスト等程度であるのであれば、退職給付会計基準が割引率変更の要否に係る重要性基準を設けていることを踏まえると、両論認めることも考えられる。

現行の退職給付会計基準がある制約の中で、両論を認める整理を行うにあたって、当該制約条件をどの程度考慮するかにより、実務対応報告の立て付けに影響があると考えられる。

30. 負債の測定値をどのように捉えるかという観点から議論を行うと、退職給付債務に限らず他の負債の測定の考え方に影響が及ぶ懸念があるのではないか。

考えられる会計処理に対して聞かれた意見

(債券の利回りについて補正するのではなく、退職給付債務の計上額に上限を設ける案に反対する意見)

第 90 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

31. 現状、利回りの下限としてゼロを用いる方法が認められているが、退職給付債務の計算方法をより具体的に定めることにより、現状認められている実務上の選択肢が狭まるおそれがあるため避けるべきと考える。また、金額的な重要性が軽微な場合にでも、退職給付債務の計算方法を一つの方法に縛ることになるため、避けるべきと考える。
32. 債券の利回りについて補正するのではなく、期末までに発生していると認められる額を退職給付債務の上限にする案によると、国際的な整合性が図られないおそれもあるため好ましくないのではないかと。
33. 事務局が提案している案は考え方としては理解できるが、現行の退職給付会計基準における退職給付債務の計算方法とは異なっており、また、財務諸表の注記に開示される割引率と実際に計算で用いられる割引率が乖離してしまうのではないかと。

(実務対応報告第 34 号と同様に、マイナスの利回りをそのまま利用する方法と利回りの下限としてゼロを利用する方法の両論を認める意見)

第 90 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

34. マイナスの利回りをそのまま利用する方法と、利回りの下限としてゼロを利用する方法で、退職給付債務の計算結果が大きく異ならない中、具体的な計算方法にまで言及せず、両方を認める方向性が良いのではないかと。
35. 実務対応報告第 34 号を公表する際から 1 年限定とすることに対して反対しており、また、実務対応報告第 34 号で認めた方法から変更すると実務に影響を与えることも鑑みると、実務対応報告第 34 号の期限を取り払うことが適切であると考えられる。

以 上